

※ 建物用途を「寄宿舍」で整備される申請者のみご提出ください。

年 月 日

堺 市 長 殿

サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

### 誓 約 書

サービス付き高齢者向け住宅の建物用途が「寄宿舍」である場合は老人福祉法上の有料老人ホームに該当するサービスは行えないことを理解しています。今回サービス付き高齢者向け住宅の整備を計画している下記建物の用途は「寄宿舍」ですので、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事前協議にあたり、次のとおり誓約いたします。

### 記

#### <計画建物の概要>

- 建築主 :
- 計画場所 :
- 建物の概要 : 別紙事前協議シート（副本）のとおり

1. 今回整備するサービス付き高齢者向け住宅においては、「食事の提供サービス」、「入浴、排せつ、食事等の介護サービス」、「調理、洗濯、清掃等の家事サービス」及び「健康管理サービス」は行いません。
2. 今回整備するサービス付き高齢者向け住宅においては、上記1のサービスを自ら提供しないほか、他の事業者等に委託又は提携して実施することも行いません。
3. 今回整備するサービス付き高齢者向け住宅においては、他の外部事業者等が、上記1のサービスを実施するために住宅内の設備を使用することを認めません（入居者が契約する訪問介護事業所等のヘルパーが当該入居者に係るケアプランに基づく訪問介護サービスとして、当該入居者のみを対象としたサービス等を行う場合を除く。）。
4. 今回整備するサービス付き高齢者向け住宅において上記1のサービスを行うこととする場合は、事前に建築指導課及び所轄消防署に相談し、建物用途を「共同住宅」又は「老人ホーム」に変更する等指導に基づき適切に対応します。また、変更した日から30日以内に、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第9条第1項の規定に基づく届出を行います。